

令和8年度 甲種防火管理新規講習防火管理講習案内

那賀消防組合消防本部
那賀防火管理者資格取得推進協会

甲種防火管理新規講習・乙種防火管理講習は、消防法施行令第3条第1項に規定する防火管理に関する講習で、当該講習の課程を修了することによって、防火管理者としての資格を有する講習会を下記のとおり開催します。

● 防火管理者が必要な施設

①	特定防火対象物で収容人員が30人以上のもの。 特定防火対象物とは、劇場・遊技場・飲食店・百貨店・ホテル・病院・雑居ビルなど不特定多数の者が利用する建物。
②	火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等がある建物で、建物全体の収容人員が10人以上のもの。
③	非特定防火対象物で収容人員が50人以上のもの。 非特定防火対象物とは、共同住宅・学校・工場・事務所などの特定多数の者が居住・勤務などする建物。
④	新築工事中の大規模高層建築物で、収容人員(工事作業中の者)が50人以上のもの。

● 防火対象物と選任資格の区分

選任資格	甲種防火管理者			甲種又は乙種防火管理者	
区分	甲種防火対象物			乙種防火対象物	
用途	特定防火対象物		非特定防火対象物	特定防火対象物 (避難困難施設が入っている建物を除く)	非特定防火対象物
	避難困難施設が入っている建物 (注)	左記以外			
建物全体の延べ面積	すべて	300㎡以上	500㎡以上	300㎡未満	500㎡未満
建物全体の収容人員	10人以上	30人以上	50人以上	30人以上	50人以上

(注) 避難困難施設が入っている建物であっても該当しない場合があります。

● 講習日程

(1) 甲種防火管理新規講習	第1回	令和8年8月26日、27日の2日間
	日本防火防災協会に開催を依頼しています。	

● 講習場所

甲種防火管理講習新規 岩出市金池92番地 岩出市総合保健福祉センター 3階多目的ホール

※甲種新規防火管理講習会の時間割、申込方法、受講料、申込期間等詳細については、日本防火防災協会に問い合わせ下さい。

★お問い合わせはこちらから★

<https://www.nbouka.com>

電話 03-6263-9903